

横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱

制 定 平成 29 年 3 月 23 日局長決裁
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号。以下「水道条例」という。）第 36 条及び横浜市水道条例施行規程（昭和 33 年 6 月水道局規程第 2 号。以下「規程」という。）第 22 条第 1 項の表中減免する場合の欄(1)及び(2)（以下「福祉減免」という。）の規定に基づく水道料金の減免の取扱いについて、必要な事項を定める。

(福祉減免の適用)

第 2 条 福祉減免の対象となる世帯（以下「福祉減免対象世帯」という。）が、規程第 22 条第 1 項の表中減免する場合の欄(1)及び(2)に掲げる事由に複数該当するときは、その内の一つのみを適用して水道料金を減免するものとする。

2 規程第 22 条第 1 項の表中減免する場合の欄(1)及び(2)に規定する「使用者の属する世帯・・・にいる場合」とは、減免する事由に該当する者（以下「減免対象者」という。）が当該水道使用場所の住民基本台帳に記載されている場合で、かつ、同一の住居に現に同居し生計を一にして居住している場合をいう。

なお、規程第 22 条第 1 項の表中減免する場合の欄(1)のア、イ及びウに規定する者を除いて、減免対象者が、施設等に引き続いて 3 か月以上入所している場合は、減免適用の対象外とする。

(福祉減免の申請)

第 3 条 福祉減免対象世帯の水道使用者が、減免を受けようとする場合は、規程第 22 条第 2 項の規定に基づき、水道料金等基本料金相当額減免申請書（第 1 号様式及び第 1 号様式その 2）（以下「減免申請書」という。）に、別表に定める書類を添えて、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

2 水道条例第 26 条第 2 項に規定する共同住宅（以下「共同住宅」という。）に減免対象者が居住しているときに、当該共同住宅の総代人が福祉減免対象世帯の世帯員でない場合には、減免対象者又は福祉減免対象世帯の世帯主は、事前に当該共同住宅の総代人に対し、料金の減免を申請する旨を知らせることとする。

3 減免申請書の提出先は、福祉減免対象世帯が居住する区を所管する水道事務所又は区役所とする。

4 前項の規定にかかわらず、申請手続きのために、水道事務所又は区役所に来所できない場合は、郵送による申請もできるものとし、減免申請書とともに別表に定める書類の写しを一緒に郵送するものとする。

5 既に福祉減免を受けている世帯（以下「福祉減免適用世帯」という。）の水道使用者が給水装置を使用中止又は廃止したのち、再び給水装置を使用開始又は新設したときに、福祉減免の適用を受ける場合には、改めて第 1 項に規定する減免申請書により管理者に申請しなければならない。

(福祉減免の決定)

第4条 管理者は、前条に規定する減免申請書の提出があったときは、速やかに減免の適否を審査し、水道使用者に対し、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免適用承認通知書（第2号様式。以下「承認決定通知書」という。）又は水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免適用不承認通知書（第3号様式。以下「不承認決定通知書」という。）により通知するものとする。ただし、前条第2項に該当する場合には、管理者は、減免の適否の審査結果を、共同住宅に居住する減免対象者に対し、承認決定通知書又は不承認決定通知書により通知するとともに、当該共同住宅の総代人に対し、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免適用承認のお知らせ（第2号様式その2）又は水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免適用不承認のお知らせ（第3号様式その2）により知らせるものとする。

(福祉減免の始期)

第5条 福祉減免は、原則、申請のあった日（郵送による申請においては水道事務所が申請書を受領した日）以降最初の検針分から開始する。ただし、行政手続上の理由（福祉減免申請時確認書類である手帳の申請から交付まで時間がかかる等（申請者側の理由により申請が遅れた場合等は除く））により、別表に掲げる減免申請時確認書類の交付日及び有効期間開始日等の基準日から福祉減免の申請までに日数を要した場合で、基準日以降6か月以内に減免申請した場合には、基準日に遡って減免を適用することができるものとする。

(福祉減免を受ける資格の喪失及び変更の届出)

第6条 福祉減免適用世帯の水道使用者は、福祉減免を受ける資格（以下「減免資格」という。）を喪失したとき又は減免資格に係る状況等に変更が生じたときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない

- 2 福祉減免適用世帯が、減免資格を喪失した場合に、別の減免資格があるときは、改めて減免の申請をするものとする。

(福祉減免適用に係る資格の確認)

第7条 管理者は、区役所、健康福祉局及び子ども青少年局（以下「関係区局」という。）に各福祉減免要件における減免資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）の情報の提供を依頼するものとする。ただし、この場合において、管理者は必要に応じて、減免適用者情報を関係区局に提供することができる。

- 2 関係区局は、前項の依頼に対し、毎月、資格喪失者の情報を管理者に提供するものとする。
- 3 管理者は、前項の回答に基づき、福祉減免適用の可否を決定するものとする。

(福祉減免適用に係る資格の随時確認)

第7条の2 管理者は、前条の規定にかかわらず、必要に応じて、個別に減免対象者の減免資格を確認するために、関係区局に依頼文を送付することができるものとする。

- 2 関係区局は、前項の依頼を受けたときは、管理者に対して、速やかに減免資格の有無を文書で回答するものとする。

(福祉減免の適用解除及びその時期)

第8条 管理者は、第6条第1項に規定する届出又は前2条に規定する資格確認により、減免対象者の減免資格の喪失を知ったときは、当該事実を知った日を含む定例検針分の次の定例検針分から、当該減免対象者が属する福祉減免対象世帯の減免適用を解除するものとする。

2 前項の「減免対象者の減免資格の喪失を知ったとき」とは、第6条第1項に規定する届出については、当該届出のあった日とし、前2条に規定する資格確認については、当該回答文書が、減免資格適用者の水道使用場所を所管する水道事務所において閲覧可能な状態になったときとする。

3 管理者は、第1項の規定により福祉減免を解除した場合は、水道使用者に対し、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免適用解除通知書（第4号様式又は第4号様式その3。以下「解除通知書」という。）により通知するものとする。ただし、第3条第2項に該当する場合、管理者は、減免対象者に対し、解除通知書により通知するとともに、当該共同住宅の総代人に対し、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免適用解除のお知らせ（第4号様式その2又は第4号様式その4）により知らせるものとする。

(準用)

第9条 第1条及び第2条、第4条から前条までの規定は、横浜市下水道使用料の減免について準用する。この場合において、この要綱中「水道料金」とあるのは「下水道使用料」と、第1条中「横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）第36条及び横浜市水道条例施行規程（昭和33年6月水道局規程第2号。以下「規程」という。）第22条第1項の表中減免する場合の欄(1)及び(2)（以下「福祉減免」という。）」とあるのは「横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号。以下「下水道条例」という。）第22条及び横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号。以下「規則」という。）第32条第1項の表中減免する場合の欄1及び2（以下「福祉減免」という。）」と、第2条中「規程第22条第1項の表中減免する場合の欄(1)及び(2)」とあるのは「規則第32条第1項の表中減免する場合の欄1及び2」と、同条第2項中「規程第22条第1項の表中減免する場合の欄(1)のア、イ及びウ」とあるのは「規則第32条第1項の表中減免する場合の欄1の(1)、(2)及び(3)」と、第4条、第6条及び第8条中「水道使用者」とあるのは「公共下水道使用者」と読み替え、第4条及び第8条第3項中ただし書を削る。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から実施する。

附 則（平成30年5月2日局長決裁）

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

附 則（平成30年7月26日局長決裁）

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 平成 29 年 3 月 23 日前から使用しているはがき型の基本料金減免申請書は、この要綱制定後も当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成 31 年 4 月 15 日部長決裁)

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 2 年 3 月 24 日局長決裁)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日局長決裁)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

福祉減免申請時確認書類

減免種別	確認書類	対象 (使用者の属する世帯に次のいずれかに該当する者がいる場合)
身体障害者世帯	「身体障害者手帳」 1級又は2級	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表(以下「身体障害程度等級表」という。)に定める1級又は2級に該当する障害を有するもの
知的障害者世帯	「心理判定書」又は「愛の手帳」 (障害の程度A1及びA2相当)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「児童相談所等」という。)において知能指数が35以下と判定された者
ひとり親家庭等 医療費助成世帯	「 親 福祉医療証」	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条の規定により医療証の交付を受けている者
特別児童扶養 手当受給世帯	「特別児童扶養手当証書」又は「特別児童扶養手当 認定通知書」 「特別児童扶養手当証書」又は「特別児童扶養手当 支給停止解除通知書」	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者
精神障害者世帯	「精神障害者保健福祉手帳」1級 (手帳の表紙は「障害者手帳」)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「精神障害者」という。)で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める障害等級(以下「精神障害等級」という。)の1級に該当する者
重複障害者世帯	(ア)「心理判定書」又は「愛の手帳」 (障害の程度B1及びB2) (イ)「身体障害者手帳」3級 (ウ)「精神障害者保健福祉手帳」2級 (手帳の表紙は「障害者手帳」)	次の2項目に該当する者 (該当者が2人以上いる場合も含む) (ア) 児童相談所等において知能指数が75以下と判定された者 (イ) 身体障害者程度等級表に定める3級に該当する障害を有する者 (ウ) 精神障害等級の2級に該当する精神障害者
要介護認定4 要介護認定5	「介護保険被保険者証」	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定による要介護認定を受けた者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に該当する者
生活保護ひとり親	「生活保護費支給証」「休日・夜間等診療依頼書」又は「生活保護証明書」 <u>※ひとり親であることについては、生活保護における母子加算の認定有無によって判断する。</u>	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年12月横浜市条例第55号)第2条第2項に規定するひとり親又は同条第3項に規定する養育者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者

別添記入例、裏面の【同意事項】と【申請の際の注意事項】をよくご確認ください、記入をお願いします。

水道料金等基本料金相当額減免申請書

申請日 年 月 日

横浜市水道条例第36条及び同条例施行規程第22条並びに横浜市下水道条例第22条及び同条例施行規則第32条に基づき、裏面の同意事項に減免対象者が同意した上で、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免を申請します。

(申請先)
横浜市水道事業管理者

申請人住所 区

氏名

TEL ()
※日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

申請者記入欄

水道ご使用者名

水道ご使用場所 区

フリガナ

減免対象者 明治・大正・昭和 年 月 日生

※フリガナ

※減免対象者名 明治・大正・昭和 年 月 日生

減免資格

※該当箇所に

に

1・2級の身体障害者手帳を持っている方がいる世帯

知能指数35以下の方がいる世帯

1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯

ひとり親家庭等医療費助成世帯

(親 福祉医療証を有する者)

生活保護を受けているひとり親世帯

特別児童扶養手当受給世帯

要介護 4□・5□

認定期間 年 月 日から 年 月 日

・重複障害(身体)

身体障害者手帳3級かつ知能指数75以下の方がいる世帯

身体障害者手帳3級の方と知能指数75以下の方がいる世帯

身体障害者手帳3級の方が2人いる世帯

知能指数75以下の方が2人いる世帯

・重複障害(精神)

精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級の方がいる世帯

精神障害者保健福祉手帳2級かつ知能指数75以下の方がいる世帯

精神障害者保健福祉手帳2級の方と身体障害者手帳3級の方がいる世帯

精神障害者保健福祉手帳2級の方と知能指数75以下の方がいる世帯

精神障害者保健福祉手帳2級の方が2人いる世帯

水道局使用欄	水道局受付年月日				減免開始年月日			
	お客様番号 (わかればご記入ください)	区	管区	栓番号	所長	担当課長	料金係長	入力確認者

【同意事項】

- 1 減免適用後、減免資格が喪失した場合は、速やかに水道局お客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 2 減免対象者となる方が、水道ご使用場所と異なる所在地の施設等に引き続き3か月以上入所している場合は減免対象にはなりません。(ひとり親家庭等医療費助成世帯、生活保護を受けているひとり親世帯及び特別児童扶養手当受給世帯は除く)
- 3 当該減免に関する個人情報について、区役所、健康福祉局及びこども青少年局に照会・確認し、これら関係機関が回答することに同意します。
- 4 共同住宅にお住まいのお客さまで、水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)を、当該共同住宅の所有者又は管理会社等(共同住宅のマンスリー契約を含む。以下「管理会社等」という。)にお支払いされている場合
 - (1)水道局との水道使用契約は管理会社等と結ばれています。水道料金等の請求先は、管理会社等であることから、減免対象者が管理会社等に減免申請することをお知らせした上で、今回、減免を申請します。
※個人福祉減免の対象となった場合、お客さまが管理会社等へ支払う水道料金等が減額されるかどうかは、お客さまと管理会社等との間で取り決める事柄であるため、水道局は関与することができないことについて理解しました。
 - (2)個人福祉減免の承認・不承認・解除通知書等については、水道使用契約を結んでいる管理会社等へも送付されます。そのため、減免対象者の氏名・住所・減免適用の有無が管理会社等へ提供されることに同意します。

【申請の際の注意事項】

- 1 水道局へ郵送で申請する場合は、必ず手帳等の減免資格を確認できる書類のコピーを同封してください。
- 2 お客さまが申請書を区役所窓口から受領後、減免理由に該当しなかった場合は、申請書を破棄してください。
- 3 口座・クレジットカードによる請求が長期間行われなかった場合は、口座振替及びクレジット払いの取扱いが自動的に解約扱いとなりますので、ご承知おきください。(減免適用により毎回料金が発生せず、長期間請求が行われない場合も含まれます。)

横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱(抜粋)

制定 平成29年3月23日

(福祉減免の適用)

第2条 福祉減免の対象となる世帯(以下「福祉減免対象世帯」という。)が、規程第22条第1項の表中減免する場合の欄(1)及び(2)に掲げる事由に複数該当するときは、その内の一つのみを適用して水道料金を減免するものとする。

2 規程第22条第1項の表中減免する場合の欄(1)及び(2)に規定する「使用者の属する世帯・・・にいる場合」とは、減免する事由に該当する者(以下「減免対象者」という。)が当該水道使用場所の住民基本台帳に記載されている場合で、かつ同一の住居に現に同居し生計を一にして居住している場合をいう。

なお、規程第22条第1項の表中減免する場合の欄(1)のA、イ及びウに規定する者を除いて、減免対象者が、施設等に引き続いて3か月以上入所している場合は、減免適用の対象外とする。

※「横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱」の詳細内容については、水道局WEBサイトをご確認ください。

横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱

← 検索

別添記入例、裏面の【同意事項】と【申請の際の注意事項】をよくご確認ください、記入をお願いします。

水道料金等基本料金相当額減免申請書

基準日 年 月 日

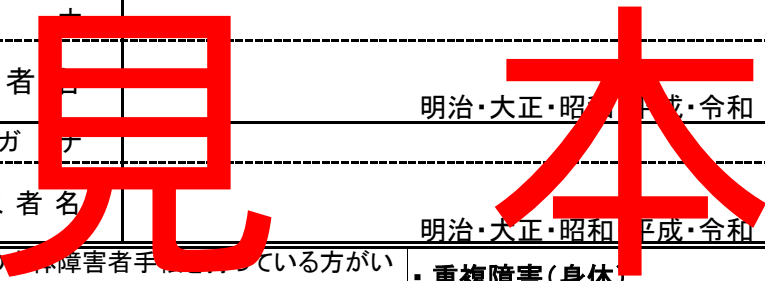
横浜市水道条例第36条及び同条例施行規程第22条並びに横浜市下水道条例第22条及び同条例施行規則第32条に基づき、裏面の同意事項に減免対象者が同意した上で、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免を申請します。

(申請先) 横浜市水道事業管理者 年 月 日
申請人住所 区

氏名

TEL () ※日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

申請者記入欄
水道ご使用者名
水道ご使用場所 区
フリガナ
減免対象者名 明治・大正・昭和 年 月 日生
※フリガナ
※減免対象者名 明治・大正・昭和 年 月 日生



減免資格
1・2級の身体障害者手帳を持っている方がいる世帯
知能指数35以下の方がいる世帯
1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯
ひとり親家庭等医療費助成世帯 (親 福祉医療証を有する者)
生活保護を受けているひとり親世帯
特別児童扶養手当受給世帯
要介護 4□・5□ 認定期間 年 月 日から 年 月 日
重複障害(身体)
身体障害者手帳3級かつ知能指数75以下の方がいる世帯
身体障害者手帳3級の方と知能指数75以下の方がいる世帯
身体障害者手帳3級の方が2人いる世帯
知能指数75以下の方が2人いる世帯
重複障害(精神)
精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級の方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳2級かつ知能指数75以下の方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳2級の方と身体障害者手帳3級の方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳2級の方と知能指数75以下の方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳2級の方が2人いる世帯

水道局使用欄
水道局受付年月日 減免開始年月日
お客様番号 (わかればご記入ください) 区 管区 栓番号 所長 担当課長 料金係長 入力確認者 係員

【同意事項】

- 1 減免適用後、減免資格が喪失した場合は、速やかに水道局お客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 2 減免対象者となる方が、水道ご使用場所と異なる所在地の施設等に引き続き3か月以上入所している場合は減免対象にはなりません。(ひとり親家庭等医療費助成世帯、生活保護を受けているひとり親世帯及び特別児童扶養手当受給世帯は除く)
- 3 当該減免に関する個人情報について、区役所、健康福祉局及び子ども青少年局に照会・確認し、これら関係機関が回答することに同意します。
- 4 共同住宅にお住まいのお客さまで、水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)を、当該共同住宅の所有者又は管理会社等(共同住宅のマンション契約を含む。以下「管理会社等」という。)にお支払いされている場合
 - (1)水道局との水道使用契約は管理会社等と結ばれています。水道料金等の請求先は、管理会社等であることから、減免対象者が管理会社等に減免申請することをお知らせした上で、今回、減免を申請します。
※個人福祉減免の対象となった場合、お客さまが管理会社等へ支払う水道料金等が減額されるかどうかは、お客さまと管理会社等との間で取り決める事柄であるため、水道局は関与することができないことについて理解しました。
 - (2)個人福祉減免の承認・不承認・解除通知書等については、水道使用契約を結んでいる管理会社等へも送付されます。そのため、減免対象者の氏名・住所・減免適用の有無が管理会社等へ提供されることに同意します。

【申請の際の注意事項】

- 1 お客さまが申請書を区役所窓口から受領後、減免理由に該当しなかった場合は、申請書を破棄してください。
- 2 口座・クレジットカードによる請求が長期間行われなかった場合は、口座振替及びクレジット払いの取扱いが自動的に解約扱いとなりますので、ご承知おきください。(減免適用により毎回料金が発生せず、長期間請求が行われない場合も含まれます。)

横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱(抜粋)

制定 平成29年3月23日

(福祉減免の適用)

第2条 福祉減免の対象となる世帯(以下「福祉減免対象世帯」という。)が、規程第22条第1項の表中減免する場合の欄(1)及び(2)に掲げる事由に複数該当するときは、その内の一つのみを適用して水道料金を減免するものとする。

2 規程第22条第1項の表中減免する場合の欄(1)及び(2)に規定する「使用者の属する世帯・・・にいる場合」とは、減免する事由に該当する者(以下「減免対象者」という。)が当該水道使用場所の住民基本台帳に記載されている場合で、かつ同一の住居に現に同居し生計を一にして居住している場合をいう。

なお、規程第22条第1項の表中減免する場合の欄(1)のA、イ及びウに規定する者を除いて、減免対象者が、施設等に引き続いて3か月以上入所している場合は、減免適用の対象外とする。

※「横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱」の詳細内容については、水道局WEBサイトをご確認ください。

横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱



検索

第 年 月 日

様

横浜市水道事業管理者
水道局長



水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）
相当額の減免適用承認通知書

平素から横浜市の水道事業及び下水道事業に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

年 月 日付けで申請のありました水道料金及び下水道使用料の減免については、次のとおり決定しましたので横浜市水道料金の福祉減免取扱要綱第4条の規定により通知します。

減免適用対象

住 所	
水道ご使用者名	
お客様番号	
減免資格	
減免対象者名	
減免適用の承認・不承認	承認
減免適用開始時期等※1	
減免額 ※2	基本料金相当額

見本

※1 検針時に投函する水道・下水道使用量等のお知らせに記載されている請求予定金額は、減免適用後の金額です。同封の「水道料金・下水道使用料表」と請求予定金額を照らしあわせていただきますようお願いいたします。

※2 転出、転入の時期により、基本料金（基本額）相当額の減免額が増減することがありますのでご了承ください。

なお、減免理由の変更や減免資格を満たさなくなった場合、使用場所の変更及び施設等に3か月以上入所した場合は、下記の間合せ先にご連絡をお願いします。

また、減免適用に係る個人情報については、関係区局*で相互に提供し、減免資格等の確認のために利用します。 *（水道局、各区役所、健康福祉局及びこども青少年局）

※ 水道料金・下水道使用料を管理会社等にお支払いされている場合は、減免適用開始の旨を管理会社等に必ずお伝えください。

■ 上記内容に関する問合せ先

横浜市水道局 水道事務所 係 担当者：

TEL 045- -

第 年 月 日

様

横浜市水道事業管理者
水道局長



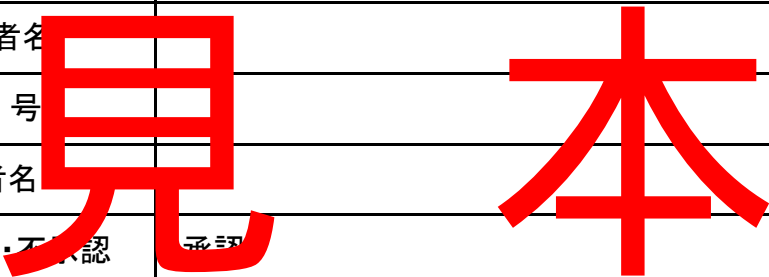
水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）
相当額の減免適用承認のお知らせ

平素から横浜市の水道事業及び下水道事業に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

年 月 日付けで居住者様から申請のありました水道料金及び下水道使用料の減免については、次のとおり決定しましたので横浜市水道料金の福祉減免取扱要綱第4条の規定によりお知らせします。減免適用開始月分から建物全体の料金請求は、次のとおり基本料金相当額を差し引いてのご請求となります。申請の居住者様への料金徴収の際は、この点について考慮していただきますようお願いいたします。

減免適用対象

住 所	
水道ご使用者名	
お客様番号	
減免対象者名	
減免適用の承認・不承認	承認
減免適用開始時期等※1	
減免額 ※2	基本料金相当額
現在この建物で減免を受けている方の合計件数(今回申請分を含む)	件



※1 検針時に投函する水道・下水道使用量等のお知らせに記載されている請求予定金額は、減免適用後の金額です。同封の「水道料金・下水道使用料表」と請求予定金額を照らしあわせていただきますようお願いいたします。

※2 転出、転入の時期により、基本料金（基本額）相当額の減免額が増減することがありますのでご了承ください。

なお、減免理由の変更や減免資格を満たさなくなった場合、使用場所の変更及び施設等に3か月以上入所した場合は、下記の間合せ先にご連絡をお願いします。

また、減免適用に係る個人情報については、関係区局*で相互に提供し、減免資格等の確認のために利用します。 *（水道局、各区役所、健康福祉局及びこども青少年局）

■上記内容に関する問合せ先

横浜市水道局 水道事務所 係 担当者：

TEL 045- -

第 年 月 日 号

様

横浜市水道事業管理者
水道局長

水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）
相当額の減免適用不承認通知書

平素から横浜市の水道事業及び下水道事業に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

年 月 日付けで申請のありました水道料金及び下水道使用料の減免については、次のとおり決定しましたので横浜市水道料金の福祉減免取扱要綱第4条の規定により通知します。

減免適用対象

住 所	
水道ご使用者名	
お客様番号	
減免資格	
減免対象者名	
減免適用の承認・不承認	不承認 理由：

見本

(下水道使用料の減免適用不承認処分に係る審査請求等)

- 1 下水道使用料の減免適用不承認処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過する日まで横浜市長に対して審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過する日まで、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は、横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過する日までであっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

■上記内容に関する問合せ先

横浜市水道局 水道事務所 係 担当者：

TEL 045 - -

第 年 月 日 号

様

横浜市水道事業管理者
水道局長

水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）
相当額の減免適用不承認のお知らせ

平素から横浜市の水道事業及び下水道事業に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

年 月 日付けで居住者様から申請のありました水道料金及び下水道使用料の減免については、次のとおり決定しましたので横浜市水道料金の福祉減免取扱要綱第4条の規定によりお知らせします。

減免適用対象

住 所	見 本
水道ご使用者名	
お客様番号	
減免対象者名	
減免適用の承認・不承認	

■上記内容に関する問合せ先

横浜市水道局 水道事務所

係 担当者：

TEL. 045- -

第 年 月 日

様

横浜市水道事業管理者
水道局長



水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）
相当額の減免適用解除通知書

平素から横浜市の水道事業及び下水道事業に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免資格喪失のお届けが次のとおりありましたので、 年 月 検針分から基本料金（基本額）相当額の減免適用を解除したことを通知します。

減免適用解除対象

住 所	
水道ご使用者名	
お客様番号	
減 免 資 格	
減免対象者名	
解 除 理 由	

見本

なお、上記内容に誤り又は御不明な点がございましたら、担当者まで至急御連絡くださいますようお願いいたします。

また、今回減免適用解除になる減免資格以外にも、減免資格がある場合は、大変お手数ですが、改めて減免適用の申請をしていただきますようお願いいたします。

※ 水道料金・下水道使用料を管理会社等にお支払いされている場合は、減免適用が解除された旨を管理会社等に必ずお伝えください。

■上記内容に関する問合せ先

横浜市水道局 水道事務所 係 担当者：

TEL 045- -

第 年 月 号
日

様

横浜市水道事業管理者
水道局長



水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）
相当額の減免適用解除のお知らせ

平素から横浜市の水道事業及び下水道事業に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免資格喪失のお届けが次のとおりありましたので、 年 月検針分から基本料金（基本額）相当額の減免適用を解除したことをお知らせします。

減免適用解除対象

住 所	
水道ご使用者名	
お客様番号	
部屋番号	
減免対象者名	
減免解除後、上記の建物の減免適用戸数	
	件

見本

なお、上記内容に誤り又は御不明な点がございましたら、担当者まで至急御連絡くださいますようお願いいたします。

また、今回減免適用解除になる減免資格以外にも、減免資格がある場合は、大変お手数ですが、改めて減免適用の申請をしていただきますようお願いいたします。

■上記内容に関する問合せ先

横浜市水道局 水道事務所 係 担当者：

TEL 045- -

第 年 月 号
年 月 日

様

横浜市水道事業管理者
水道局長



水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）
相当額の減免適用解除通知書

平素から横浜市の水道事業及び下水道事業に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免適用者の資格審査を実施したところ、お客さまの減免資格が失われたことが判明しました。

つきましては、年 月 検針分から基本料金（基本額）相当額の減免適用を解除したことを通知します。

減免適用解除対象

住 所	
水道ご使用者名	
お客様番号	
減 免 資 格	
減免対象者名	
解 除 理 由	

見 本

なお、上記内容に誤り又は御不明な点がございましたら、担当者まで至急御連絡くださいますようお願いいたします。

また、今回減免適用解除になる減免資格以外にも、減免資格がある場合は、大変お手数ですが、改めて減免適用の申請をしていただきますようお願いいたします。

※ 水道料金・下水道使用料を管理会社等にお支払いされている場合は、減免適用が解除された旨を管理会社等に必ずお伝えください。

(下水道使用料の減免適用解除に係る審査請求等)

- 1 下水道使用料の減免適用の解除処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過する日まで横浜市長に対して審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過する日まで、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は、横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過する日までであっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

■上記内容に関する問合せ先

横浜市水道局 水道事務所 係 担当者：

TEL 045- -

第 年 月 日

様

横浜市水道事業管理者
水道局長水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）
相当額の減免適用解除のお知らせ

平素から横浜市の水道事業及び下水道事業に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、水道料金及び下水道使用料の基本料金（基本額）相当額の減免適用者の資格審査を実施したところ、お客さまの減免資格が失われたことが判明しました。

つきましては、年 月検針分から基本料金（基本額）相当額の減免適用を解除したことをお知らせします。

減免適用解除対象

住 所	見 本
水道ご使用者名	
お客様番号	
部屋番号	
減免対象者名	
減免解除後、上記の建物の減免適用戸数 件	

なお、上記内容に誤り又は御不明な点がございましたら、担当者まで至急御連絡くださいますようお願いいたします。

また、今回減免適用解除になる減免資格以外にも、減免資格がある場合は、大変お手数ですが、改めて減免適用の申請をしていただきますようお願いいたします。

■上記内容に関する問合せ先

横浜市水道局

水道事務所

係 担当者：

TEL 045- -